

# 苫小牧市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、生活排水による河川等の公共水域の水質汚濁を防止するとともに、生活環境及び公衆衛生の向上に寄与するため、苫小牧市（以下「市」という。）が交付する浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）の対象、金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する浄化槽で、法第4条第1項の規定による構造基準を有するものをいう。
- (2) みなし浄化槽 法第3条の2に規定する浄化槽をいう。
- (3) 補助対象地域 市街化調整区域で下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項による事業認可を受けた区域を除く区域をいう。
- (4) 専用住宅等 主に住宅又は店舗等を併用した住宅で、専ら住居の用に供する部分が延床面積の2分の1以上であるものをいう。

## (補助金の対象)

第3条 市は、補助対象地域内において、次の各号のいずれにも該当する浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 専用住宅等から排出される汚水を処理するために設置する浄化槽であること。
  - (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項表中の規定に基づく処理対象人員が10人以下で、設置する浄化槽の規模が10人槽以下であること。
  - (3) 全国浄化槽推進市町村協議会の行う「浄化槽設置整備事業に係る浄化槽登録要領」（平成4年12月1日施行）に基づき登録された浄化槽であること。
  - (4) 「小型合併処理浄化槽機能保障制度」（平成5年7月1日施行）に基づく、社団法人全国浄化槽団体連合会の登録浄化槽であること。
  - (5) その他市長が認める建物から排出される汚水を処理するために設置する浄化槽であること。
- 2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。
- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置しようとする者。
  - (2) 苫小牧市浄化槽設置工事業者の指定に関する要綱（平成24年4月1日施行）に規定する苫小牧市浄化槽設置工事指定業者によらないで設置する者。
  - (3) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾を得られない者。
  - (4) 自ら居住せず、販売を目的として建設する住宅等に浄化槽を設置しようとする者。ただし、住居の目的で当該住宅等を購入した者は、補助金の対象者となることができる。
  - (5) 道市民税及び固定資産税を滞納している者。
  - (6) その他市長がこの要綱の趣旨に反し、補助金を交付することが適当でないと認める者。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に対して、別表1の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ、同表の第2欄に定める額とする。

2 補助対象となる事業費は、浄化槽本体（附属設備を含む）費用及び浄化槽の設置に要する費用（以下「補助対象事業費」という。）とする。なお、浄化槽の設置に伴いみなし浄化槽の撤去が必要な場合の撤去に要する費用は、設置に要する費用に計上するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 浄化槽設置整備事業補助金交付申込書（予約受付票）
- (2) 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認書の写し
- (3) 設置場所の位置図及び平面図（排水設備・放流設備・水洗化含む）
- (4) 借家又は借地の場合は、賃貸人の承諾書
- (5) 設置された浄化槽が法第7条に規定する水質に関する検査を受け、その結果、設置工事について改善の指摘を受けた場合において、施工業者が瑕疵担保責任を負うことを明確にした工事請負契約書の写し
- (6) 浄化槽設置工事費見積内訳書（様式第2号）
- (7) 第3条第1項第3号の登録証の写し
- (8) 第3条第1項第4号の保証登録証
- (9) 登録浄化槽管理票（C票）
- (10) 道市民税及び固定資産税を完納していることを証する書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の申請があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、補助金を交付すると決定した者には浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないと決定した者には浄化槽設置整備事業補助金不交付通知書（様式第4号）によりそれぞれ通知するものとする。

2 市長は、必要があるときは、前項の交付決定に条件を付することができる。

(工事の期間)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知書を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、速やかに工事に着手し、60日以内に完成させなければならない。

(変更承認申請等)

第8条 補助対象者は、第6条の浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書を受けたのち、補助金申請書の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止とするときは、浄化槽設置整備事業変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請内容の変更を承認決定したときは、浄化槽設置整備事業変更承認通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者は、設置工事が予定の期間内に完了しないとき又は設置工事の遂行が困難とな

ったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(工事完了報告)

第 9 条 補助対象者は、補助金に係る設置工事完了後 30 日以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了日(3月31日)のいずれか早い日までに、工事完了報告書(様式第7号)に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 北海道知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) 市長が許可した浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (3) 浄化槽法定検査依頼書(国庫補助事業用浄化槽検査依頼書による)
- (4) 施工状況確認書(様式第8号)
- (5) 施工中の写真
  - ア 浄化槽整備士が実地に監督していることを証する写真
  - イ 基礎工事の状況を示す写真
  - ウ 据付工事の状況を示す写真
  - エ 嵩上げの状況を示す写真
  - オ 浄化槽本体(型式のわかる)の写真
- (6) 浄化槽設置工事費実績内訳書(様式第9号)
- (7) 使用開始報告書
- (8) 新築の場合は、確認申請検査済証の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第 10 条 市長は、前条の規定により提出された工事完了報告書を審査するとともに現地で確認し、設置工事が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書(様式第10号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 11 条 補助金の交付は、前条の規定により通知を受けた補助対象者からの浄化槽設置整備事業補助金請求書(様式第11号)の提出に基づき、指定金融機関への振込みにより補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第 12 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付を取消することができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき
- (4) 法及び廃棄物処理法に違反したとき
- (5) この要綱の規定又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助金の交付を取消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(工事状況の現場確認)

第 14 条 市長は、補助事業を適正に執行するため、設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

1. 人槽区分	2. 補助金の額
5 人槽	900,000 円
7 人槽	1,100,000 円
10 人槽	1,500,000 円